

令和3年7月16日

医療関係団体の長 様

神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

神奈川版緊急事態宣言の発出に係る協力をお願いについて

日ごろより、県政の推進に御協力いただき、感謝申し上げます。

本県では、令和3年7月16日に県対策本部会議を開催し、神奈川版緊急事態宣言を発出しました。その中で、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、7月22日以降、まん延防止等重点措置区域を清川村を除く県内全市町とし、「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」を改定しました。

措置区域内の飲食店等に対しては、法第31条の6第1項に基づき、5時から20時までの営業時間短縮、酒類は一律提供停止(マスク飲食実施店を含む)を要請します。

その他区域の飲食店等に対しては、8月22日までの間、法第24条第9項に基づき、5時から21時までの営業時間短縮、酒類を提供する場合は11時から20時までとするようお願いします。

その他、別紙のとおりお願いさせていただきます。

引き続き、医療提供体制の確保等の取組にご協力いただきますようお願いいたします。

別添

- 1 知事メッセージ
- 2 神奈川県実施方針
- 3 (別紙)事業者の皆様へ
- 4 飲食店等の事業者の皆様へ

問合せ先

健康医療局保健医療部医療課

医療整備グループ 大日向

045-210-1111 (内4874)